

# 事務所通信



〈今還樟童（今よみがえるくすの木の子） 白濱雅和作〉

何ともかわいい木彫作品ではないですか。作者の白濱さんは、牧之原市坂口在住で写真掲載にあわせ、御本人にお話をおうかがいしました。

勝間田川の改修に際し、樟（くす）の木がじゃまになり切ることになりました。その樟の木をもらいうけ、木彫作品を作ったとのこと。

残された切り株から芽が出、それが生まれかわりとなる、このイメージから作品が出来たとのこと。

牧之原のいいもの、いい人、いい場所を発掘していく中でめぐりあった人であり、作品です。他にもいい作品がありますので今回の事務所通信の中に使わせてもらうことにしました。

## 成人年齢が変わる

今年の4月から、成人年齢が今までの20歳から18歳に引き下げられます。

### 〈なぜ変わるのですか〉

大きな理由として3つあります

- ①日本が少子高齢化しているため、若者にもっと「大人」としての自覚をもってもらう。
- ②選挙権年齢が18歳になったため、それに合わせる。
- ③諸外国に合わせる。20歳で成人の所は、先進国では日本とニュージーランドだけとされています。

※年齢引き下げについては、7～8割の人が反対と考えているようですが、国としては①にあるように若者に自覚をもってもらい、経済的自立を早めてもらうことを主眼としているようです。



### 〈どんな所が変わるのですか〉

色々な契約が18歳以上であれば親の同意が無く出来るようになります。

具体的には銀行、証券会社の口座開設、クレジットカードの作成、携帯電話の加入、各種保険の契約、賃貸住宅の入居、労働契約締結、消費者契約の締結などが親の同意不要で18歳で出来るようになります。

これらの中で変わって便利なものもあります。携帯電話の加入や大学生のアパートの賃貸など「親の同意をもらって下さい」などと言われなくても契約が出来ます。また、相続手続きの際の遺産分割協議をするのも、18歳以上であれば自ら出来るようになります。

### 〈変わらないもの〉

一方、変わらないものとしては国民年金の加入、大型自動車の免許取得、飲酒や喫煙、競輪、競馬等のギャンブルへの参加などです。

お酒やたばこなど、法律が変わったからお酒が飲める体になるわけでもないし、ギャンブルなどにあまり若い人が熱中するのもおすすめできません。あと犯罪適用では、少年法は今の所「少年とは満20歳に満たないもの」となっています。

### 〈悩ましいもの〉

- ・離婚の際の養育費はどうなるのだろう。調停などの場合でも20歳の誕生日までと言うのが多いのですが、これからは18歳で成人となるのでそこまでとする考え方も出てくるかもしれません。
- ・カードローンはどうなる。私も多重債務の相談を受けることもあり、これも気になっていました。「消費者教育」など学んだことのない若者がカードを作れるからと言って次々と借金し、多重債務者となり自己破産をすると言うのはいいものではありません。高校生を対象にした消費者教育が必要になってきます。銀行などでは、カードローンや融資など法律ではいいと言われるものの「20歳でないと」と言う金融機関も当分は多く、対応もそれぞれ違いが出てくるかもしれません。
- ・あと、税法の点では「1月1日現在で成人になったもの」と言う法適用をしている所が多く、今年4月以降で18歳になっても、税の面ではまだ法律適用が出来ない所があります。相続税の未成年者控除、相続時精算課税制度などが注意点です。



## 最後に

2～3年前から相続の相談、遺言の相談を受けることが多くなりました。

高齢者の意識が、次世代に問題を残さないように、自分の代で解決したいと思うことが多くなると同時に、若い人もテレビ等で相続争いのテーマが出ると自分達としては争いを今の内に解決したいという意識が合致し、増加しています。

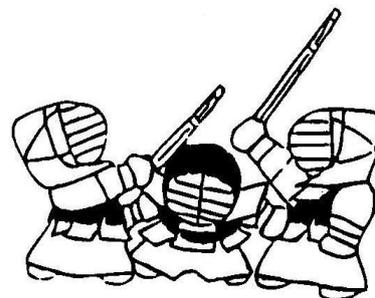
事務所としては、相続相談を早い段階で受け、対応していますが今年も「はりはら塾 遺言セミナー 私も出来る遺言書」を6月～7月にかけて隔週の木曜日5回にわたって外部の講師をお呼びして行ないます。

興味のある方は事務所へお問い合わせ下さい。

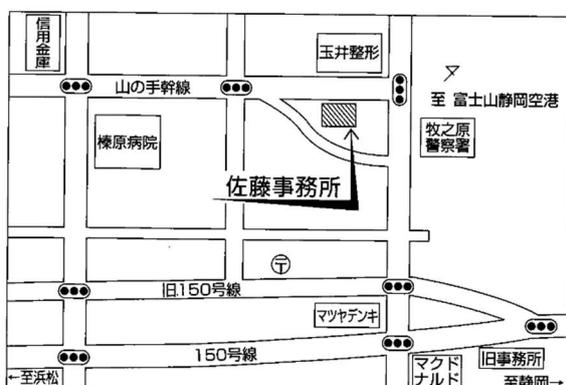
### はりはら塾で遺言セミナーを開催します！

6月2日（木）、16日（木）、30日（木）、7月14日（木）、28日（木）  
午前10：00～12：00 さざんか にて、行います。

令和4年3月吉日



### 〈事務所案内図〉



〒421-0421

牧之原市細江3203番地2

司法書士・土地家屋調査士・行政書士

佐藤事務所

TEL 0548-22-0063

FAX 0548-22-1409